

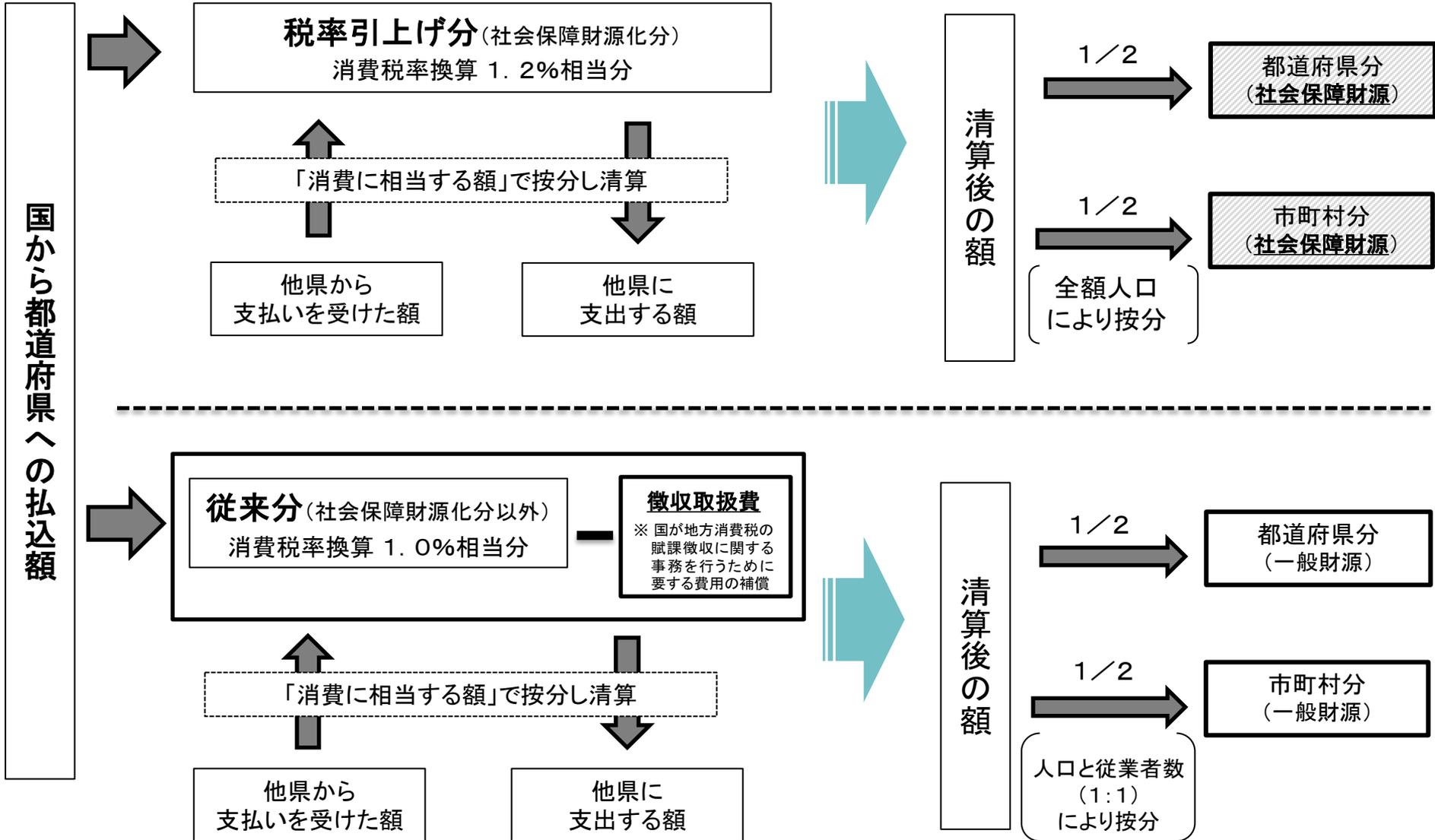
# 地方消費税の清算制度

自治税務局都道府県税課

# 地方消費税の概要

項 目	内 容	
1. 課税主体	都道府県	
2. 納税義務者	(譲渡割) 課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等を除く)及び特定課税仕入れを行った事業者 (貨物割) 課税貨物を保税地域(外国貨物を輸入申告前に蔵置する場所)から引き取る者	
3. 課税方式	(譲渡割) 当分の間、国(税務署)に消費税と併せて申告納付(本来都道府県に申告納付) (貨物割) 国(税関)に消費税と併せて申告納付	
4. 課税標準	消費税額	
5. 税 率	～令和元年9月: 63分の17(消費税率換算 1.7%)	国の消費税とあわせて 8%
	令和元年10月～: 78分の22(消費税率換算 2.2%)	10%
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     &lt;軽減税率対象&gt; 78分の22(消費税率換算 1.76%)                 </div>	軽減税率 8%
6. 税 収	62,632億円(令和5年度決算額) ※令和7年度地方財政計画額: 65,227億円	
7. 使 途 (平成26年4月～)	制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費(税率引上げ分のみ)	
8. 清 算	国から払い込まれた地方消費税額を最終消費地に帰属させるため、消費に関連した基準等によって都道府県間で清算	
	指 標	ウェイト
	①「小売年間販売額(経済センサス活動調査)」と ②「サービス業対個人事業収入額(経済センサス活動調査)」の合算額	50%(1/2)
	③「人口(国勢調査)」	50%(1/2)
9. 交 付 金	税収(清算後)の2分の1を市町村に交付	
交付基準	人口(国勢調査)と従業者数(経済センサス活動調査)1:1で按分 (平成26年4月以降、税率引上げ分については、人口のみで按分)	
10. 沿 革	平成9年4月 創設 平成26年4月 税率100分の25(消費税率換算1%)から63分の17(消費税率換算1.7%)に引上げ 令和元年10月 税率63分の17(消費税率換算1.7%)から78分の22(消費税率換算2.2%)に引上げ	

# 現行の地方消費税収の仕組み



# 地方消費税の清算制度の意義と役割

〔地方消費税に関する検討会報告書(平成29年11月)抄〕

## 2. 地方消費税の清算制度の意義と役割

### (1) 地方消費税と清算制度

(前略)

地方消費税は、国の消費税と密接不可分の制度として仕組むこととされたものであり、国の消費税と同様に、各流通段階で事業者課税する一方、前段階税額控除の仕組みを採ることとして、その税負担を最終消費者に求める多段階の消費課税である。このため、仕向地原則(※)に基づき、「最終消費地と税収帰属地」は一致することが求められる。

この「最終消費地と税収の帰属地の一致」については、例えば、課税資産が生産されてから、卸売等を経て、最終消費に至るまで、課税資産の譲渡等が全て同一都道府県内で完結する場合には、問題なく一致する。

一方で、生産・流通・消費過程が複数の都道府県にまたがる場合、「最終消費地と税収の帰属地の不一致」が生じることから、課税取引ごとに「県境税調整」を行う必要が生じる。しかしながら、これを実施するためには膨大な事務負担が生じることから、現実的な仕組みとして、地方公共団体間においてマクロ的な消費関連の指標により清算を行い、都道府県ごとの「消費に相当する額」に応じて按分した額を各都道府県における地方消費税収として帰属させることとし、「最終消費地と税収帰属地」を一致させるための調整を行うこととしたものである。

したがって、地方消費税は税それ自体としては各地方公共団体が事業者課税することで完結し、この清算制度は地方公共団体の公金の受渡しに過ぎないように見えるが、実際には最終消費地と税収の帰属地を一致させるための地方消費税の理論上不可欠な制度として構築されたものである。

つまり、地方消費税と清算制度とが一体となって、最終消費地と税収帰属地がマクロ的に一致し、地方消費税制度が地方独自の多段階型の消費課税として成り立っており、かつ、これらの制度は、これまで20年にわたって安定的に運営され、既に我が国に定着したものといえる。

※ 財産・サービスの取引に対する消費課税について、その取引により財産の移転される地を課税管轄地とする考え方。

# 地方消費税の清算基準の法令上の構造

「消費に相当する額」

法律

地方税法  
第72条の114

A (小売年間販売額)

経済構造統計 (総務省令で定めるものに限る。) に  
基づき総務省令で定める額

B (Aに相当する消費以外の消費に相当する額)

消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として  
政令で定めるところにより算定した額

政令

地方税法施行令  
第35条の20

b 1 (サービス業対個人事業収入額)

経済構造統計 (総務省令で定めるものに限る。) に  
基づき総務省令で定める額

b 2

(A + b 1) を  
「人口」で按分した額

経済センサス活動調査 (R3)

「小売商品計」の「年間商品販売額」

- ・ 品目別  
「60331 医療用医薬品小売」
- ・ 商品販売形態別  
「自動販売機による販売」  
「通信・カタログ販売」  
「インターネット販売」
- ・ 業態別  
「百貨店」(※)  
「衣料品専門店」(※)  
「家電大型専門店」(※)  
「衣料品中心店」(※)  
を除く。

※「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」及び「自動販売機による販売」によるものを除く。

経済センサス活動調査 (R3)

- K 不動産業、物品賃貸業  
「681 建物売買業、土地売買業」  
「691 不動産賃貸業 (貸家業、貸間業を除く)」  
「692 貸家業、貸間業」  
「694 不動産管理業」  
「700 総合リース業」  
「702 産業用機械器具賃貸業」  
「704 自動車賃貸業」  
を除く。
- L 学術研究、専門・技術サービス業  
「71 学術・開発研究機関」  
「728 経営コンサルタント業、純粋持株会社」  
「73 広告業」  
「74E 商業写真業」  
「749 その他の技術サービス業」  
を除く。

国勢調査 (R2)

- M 宿泊業、飲食サービス業
- N 生活関連サービス業  
「791 旅行業」  
「795 火葬・墓地管理業」  
「803 競輪・競馬等の競走場、競技団」  
「80Q 娯楽に附帯するサービス業」  
を除く。
- O 教育、学習支援業  
「82N 社会通信教育」を除く。
- R サービス業 (他に分類されないもの)  
「882 産業廃棄物処理業」  
「901 機械修理業 (電気機械器具を除く)」  
「912 労働者派遣業」  
「92A ビルメンテナンス業」  
「929 他に分類されない事業サービス業」  
を除く。

省令

地方税法  
施行規則  
第7条の2  
の9~11

## 参照条文

### ■地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

#### （地方消費税の清算）

- 第七十二条の百十四** 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二十二分の十に相当する額から前条第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
- 2 道府県は、前項に規定する合算額の二十二分の十二に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。
- 3 前二項の規定により他の道府県に支払うべき金額とこれらの規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。
- 4 第一項及び第二項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。）と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額をいう。
- 5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

### ■地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

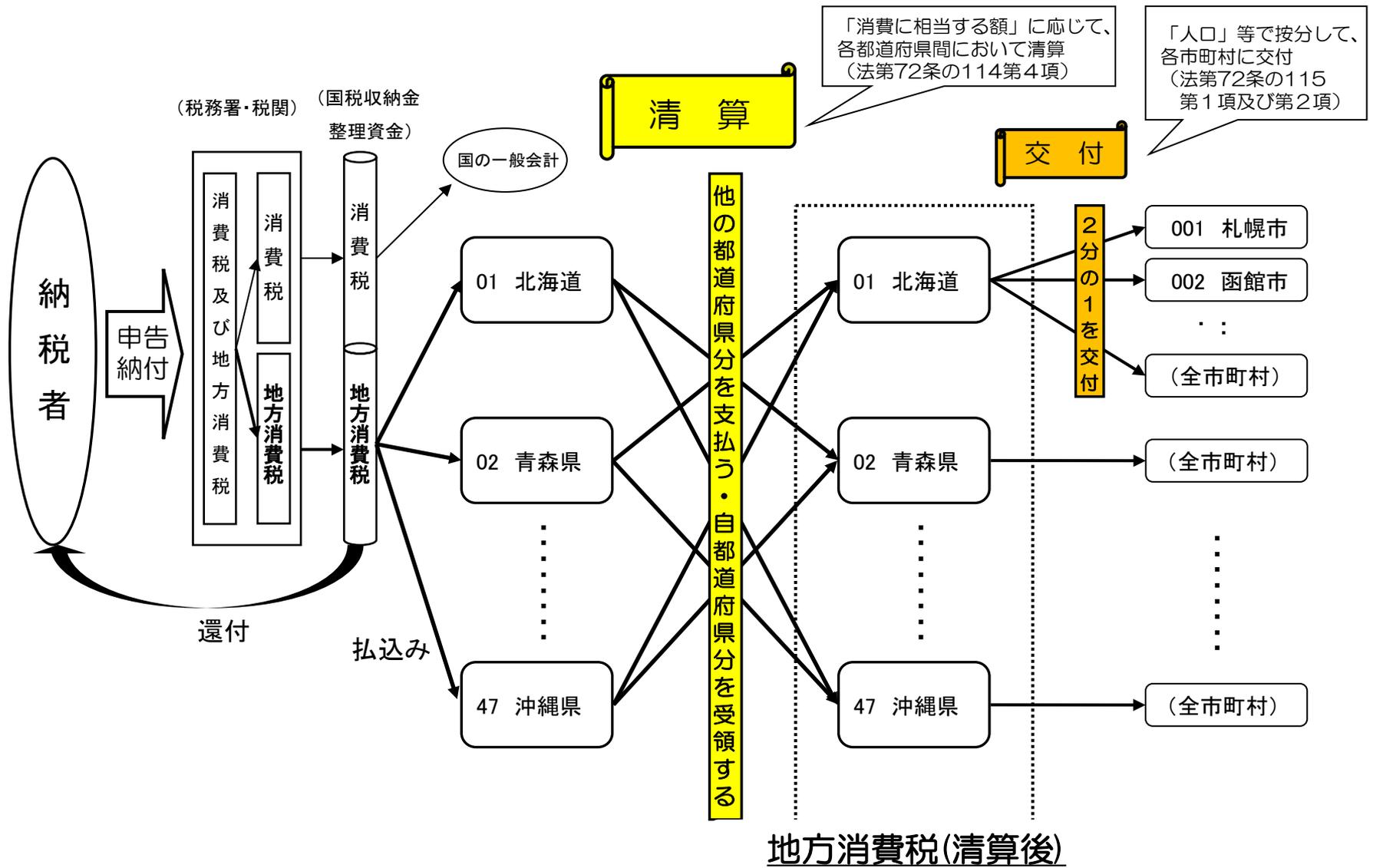
#### （消費に相当する額の算定方法）

- 第三十五条の二十** 法第七十二条の百十四第四項に規定する消費に関連する指標で政令で定めるものは、次に掲げる指標とする。
- 一 道府県のサービス業対個人事業収入額（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。次項第一号及び第二号において同じ。）
- 二 官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口
- 2 法第七十二条の百十四第四項に規定する当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額は、次に掲げる額を合計して得た額とする。
- 一 当該道府県のサービス業対個人事業収入額
- 二 法第七十二条の百十四第四項に規定する道府県の小売年間販売額の総額及び道府県のサービス業対個人事業収入額の総額の合算額を前項第二号の人口で按分して得られる当該道府県の額

# 地方消費税の清算基準に用いている統計について

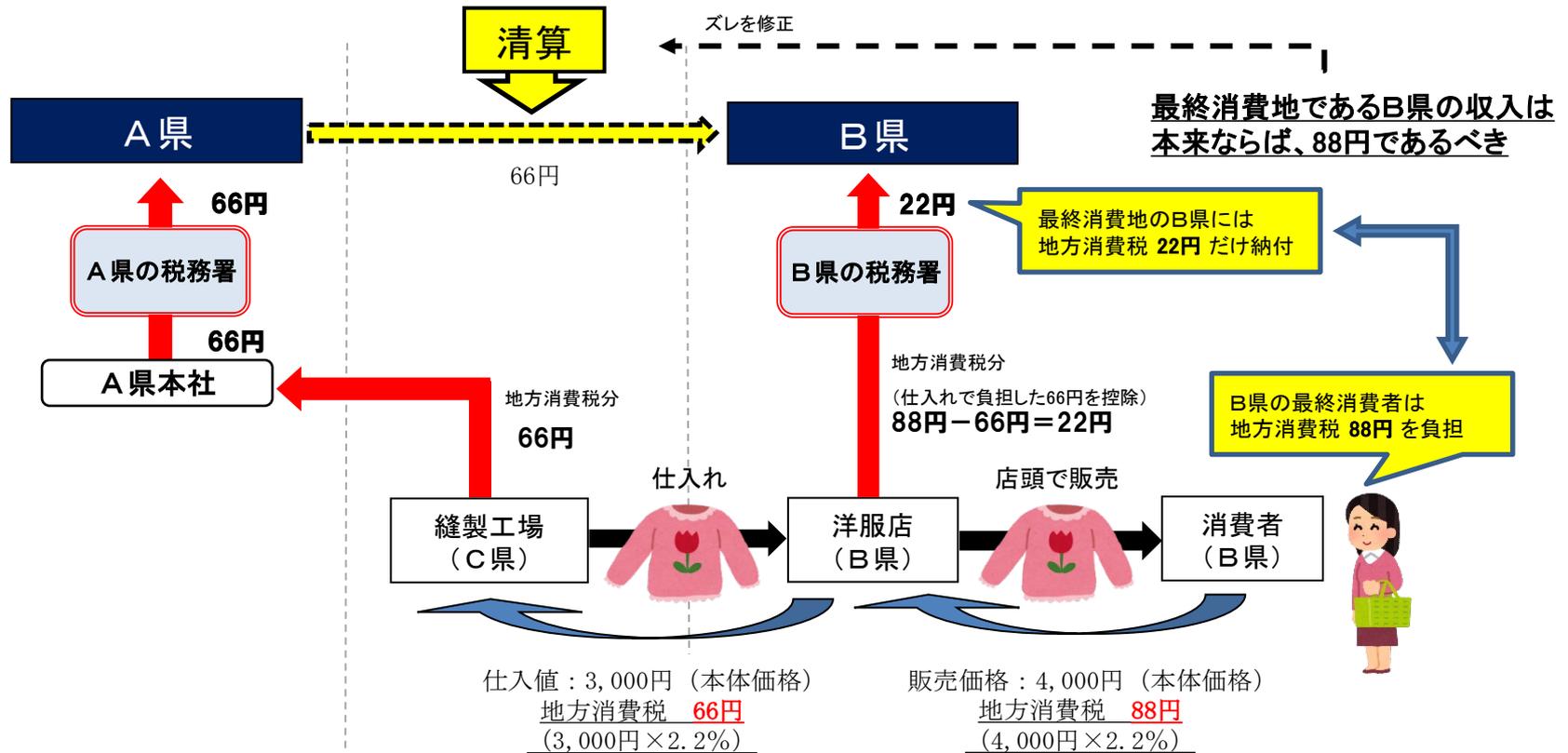
清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口
統計調査の名称	「経済センサス活動調査」	「経済センサス活動調査」	「国勢調査」
調査実施省庁	総務省・経済産業省	総務省・経済産業省	総務省
調査開始年度	平成23年度	平成23年度	大正9年度
調査周期	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査対象	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	農業、林業に属する個人経営の事業所等を除く全国全ての事業所及び企業	全世帯
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	令和3年経済センサス活動調査	令和3年経済センサス活動調査	令和2年国勢調査
内容 (清算基準に関しての特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初用いていた商業統計調査は、令和3年度から経済センサス活動調査に統合・再編されたが、当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。</li> <li>○ 清算基準においては、「小売商品計」を利用。</li> <li>○ 上記の統計から、「医療用医薬品小売」や「通信・カタログ販売」等の額を除外して用いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当初用いていたサービス業基本調査は、平成23年度の経済センサス活動調査の創設に伴い、廃止されたが当該調査の中で、引き続き必要な調査事項を把握。</li> <li>○ 清算基準においては、「サービス関連産業」(※)を利用。 (※)サービス関連産業 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産業、物品賃貸業</li> <li>・宿泊業、飲食サービス業</li> <li>・学術研究、専門・技術サービス業</li> <li>・生活関連サービス業 等</li> </ul> </li> <li>○ 上記の統計から、「総合リース業」、「経営コンサルタント業、純粋持株会社」等の額を除外して用いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間年に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。</li> </ul>

# 地方消費税のフローチャート



# 消費税の多段階課税の仕組みと地方消費税の清算の考え方

- 地方消費税の税負担は、「最終消費者」に求めるものなので、税収も最終消費地の都道府県に入るべきもの
- 一方、地方消費税の納税は各流通段階で事業者が行うため、納税地の都道府県と最終消費地の都道府県にはズレが生じる
- このズレを修正するため、消費に相当する額に応じて税収を調整する「清算制度」を導入  
地方税法第72条の114 「……各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、……」



(注)実際には、地方消費税分(2.2%)だけでなく、国の消費税分をあわせた分(10%)がそれぞれの段階で申告納付される。